条約

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十二月九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第十六号

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定

日本国及びブラジル連邦共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はブラジル連邦共和国をいう。

(b)　「ブラジル」とは、ブラジル連邦共和国をいう。

(c)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

ブラジルについては、ブラジル連邦共和国の憲法及び法律に規定するブラジル国民

(d)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

ブラジルについては、次条2に掲げる給付に関する法律及び規則

(e)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

ブラジルについては、(d)に規定するブラジルの法令の適用に責任を有する省

(f)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

ブラジルについては、国立社会保障院

(g)　「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)から(e)までに掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であってこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

ブラジルについては、ブラジルの法令による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間

(h)　「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条　この協定の適用範囲

この協定は、

1　日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

(a)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(b)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(c)　国家公務員共済年金

(d)　地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(e)　私立学校教職員共済年金

(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

2　ブラジルについては、次のものについて適用する。

(a)　一般社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付

(b)　軍人及び文民公務員の社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付

第三条　この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及び被扶養者について適用する。この条の規定の適用上、「被扶養者」とは、日本国については日本国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者に由来する権利を有する家族及び遺族をいい、ブラジルについてはブラジルの法令に定義する被扶養者をいう。

第四条　待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条　海外への給付の支払

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であった場合と同一の条件で支給する。

3　他方の締約国の領域内に居住する受給者に対するこの協定に基づく給付の支払は、自由に交換することができる通貨により直接行われる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二部　適用法令に関する規定

第六条　一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条　特別規定

1　一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から又は第三国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その被用者が当該一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2　1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し、特別な状況において、1に規定する一方の締約国の法令のみを三年を超えない期間引き続き適用することについて合意することができる。

3　1の規定の適用を受けた被用者は、当該適用に係る派遣が終了して一年が経過していない場合には、1の規定の適用を再度受けることができない。

4　一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、その者が当該一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。